



沖縄県諮問子第 11 号

沖縄県犯罪被害者等支援審議会

沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づく計画の策定について（諮問）

沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和 4 年沖縄県条例第 42 号）第 9 条第 3 項の規定により、犯罪被害者等支援に関する計画の策定について諮問します。

令和 4 年 11 月 2 日

沖縄県知事 玉城 康裕

